

令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱

(令和元年7月4日石岡市告示第296号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地震、風水害等の自然災害並びに原子力災害等の事故災害の発生時において、地域住民による初期対応及び避難体制等の整備強化を図るため、自主防災組織の設立に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「自主防災組織」とは、地域の住民により自主的に設立された自発的な防災活動を行う組織で、市長が認めるものとする。

(交付対象経費等)

第3条 この補助金の交付対象経費及び補助金額は、次表に定めるとおりとする。

交付対象経費	補助金額
1 自主防災組織の設立に関する説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ又は防災マップの作成、その他自主防災組織の設立に必要な事業に要する経費	1 組織当たり50,000円以内とし、算出された補助金額に
2 メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋、その他自主防災組織の設立に必要な資機材及び備蓄食料の購入に要する経費	1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、自主防災組織の設立当初1回限りの交付とし、2以上の既存自主防災組織の合併等に伴う設立については、補助対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織（以下、「申請者」という。）は、自主防災組織設立補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 実施計画書
- (3) その他必要な書類等

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）し、又は補助事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件。

(交付の決定の通知等)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を自主防災組織設立補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じたときは、自主防災組織設立補助金変更申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の内容を2割以上変更するとき。
- (2) 補助金額に変更が生じるとき。
- (3) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは自主防災組織補助金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他にあっては自主防災組織補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、自主防災組織設立補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実施報告書
- (3) その他必要な書類等

(補助金額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、自主防災組織設立補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、自主防災組織補助金交付請求書（様式第8号）に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又は付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金等返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第13条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（平成30年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱の廃止）

2 平成30年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱（平成30年石岡市告示第166号）は、廃止する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者
住所
氏名 印
（団体名及び代表者氏名）
電話番号

自主防災組織設立補助金交付申請書

令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 関係書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 実施計画書
 - (3) その他必要な書類等

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

自主防災組織設立補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）し、又は補助事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

4 不交付理由

年 月 日

石岡市長 宛

申請者
住所
氏名 印
（団体名及び代表者氏名）
電話番号

自主防災組織設立補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和元年度石岡市自主防災組織補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 実施計画書
 - (3) その他必要な書類等

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

自主防災組織設立補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和元年度石岡市自主防災組織設立事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）し、又は補助事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業実績報告書とその定める期日までに市長に提出すること。
 - (4) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

自主防災組織設立補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和元年度石岡市自主防災組織設立事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認したので通知します。

記

1 補助金等の名称

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

印

（団体名及び代表者氏名）

自主防災組織設立補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった自主防災組織設立補助金について、下記のとおり事業を実施したので、令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 実施報告書
 - (3) その他必要な書類等

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

自主防災組織設立補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

請求者 住所

名称

氏名

印

自主防災組織設立補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について、令和元年度石岡市自主防災組織設立補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 請求額の内容

補助金等の名称	
交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円

※ 補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

様式第9号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

自主防災組織設立補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和元年度自主防災組織設立補助金交付要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金等の名称

交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	
返納・返還事由	